

くまもと木の街づくり設計支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 くまもと木の街づくり設計支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本事業は、木造率が低位に留まっている民間の非住宅・中大規模建築物において、設計費用の一部を支援し、その普及を図ることにより、県内における民間施設の木造化を推進し、以て県産木材の需要拡大及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 県産材とは、原則として県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなし、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産材とみなす。

(事業内容等)

第4条 本事業の事業内容、補助対象経費及び採択要件等は、別表1のとおりとする。

(希望者の募集)

第5条 一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下「県木連」という。）は、補助金の交付を希望する者（以下「希望者」という。）の募集を行うとともに、希望者から必要事項を記載した申請書を徴するものとする。

(希望者の決定)

第6条 県木連は、希望者のうち、別表1の(4)①～⑥の採択要件の全てを満たす民間事業者を、支援する者として決定する。ただし、条件を満たす希望者が多数の場合は、県木連内に設置する選定委員会で決定することとする。

(補助金交付申請)

第7条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第8条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(事業の完了)

第9条 県木連は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(確認検査)

第10条 知事は、前条の完了届の提出があったときは、検査員に本事業の適否について

の確認検査をさせるものとする。

- 2 検査員は、関係書類等の検査を行い、確認検査調書（別記第3号様式）を添えて復命しなければならない。

（実績報告）

第11条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号様式によるものとする。

（補助対象建築物の進捗報告等）

第12条 県木連は、補助対象建築物の工事が着手されたときは、速やかに工事請負契約報告書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 県木連は、補助対象建築物の工事が完成し、普及啓発に係る取組みが実施されたときは、速やかに成果報告書（別記第6号様式）に施工等の内容が分かる資料や写真等を添付し、知事に提出するものとする。

- 3 県木連は、当該年度に補助を実施した対象建築物が完成するまで、前年度末時点での進捗状況を毎年4月末日までに進捗報告書（別記第7号様式）により提出するものとする。

- 4 完成した施設が、別表1の（4）の要件を満たしていない場合には、補助金等の交付決定を取り消すとともに、補助金等の返還を命ずることがある。

（事業の推進）

第13条 県木連は、県及び関係団体等と連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

（雑 則）

第14条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月12日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

木造建築物設計支援事業	(1) 事業内容 熊本県内で民間事業者が実施する非住宅・中大規模の木造建築物の設計費用に対して補助する場合に補助を行う。もしくは、当該補助を行う場合における事務手続き等に要する経費に対して補助を行う。 (2) 木造建築物の設計業務を行う民間事業者への補助上限額 設計費用の 2 分の 1 以内とし、上限を 1 0 0 万円とする。 (3) 補助対象経費 ①木造建築物の設計業務を行う民間事業者への補助対象経費 実施設計費 ②県木連への補助対象経費 補助対象となる経費は次のとおり ア 賃金 イ 旅費 ウ 役務費（通信運搬費等） エ 使用料（高速使用料等） オ 需用費（消耗品費、印刷費等） (4) 木造建築物の設計業務を行う民間事業者への採択要件 対象となる建築物が次の要件を全て満たすものとする ① 構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の概ね 5 割以上に木材及び木質材料が使われた建築物であること。なお、その場合の木材及び木質材料については、JAS 材を 5 割以上使用していること。 ② 建築物に使用する木材使用数量（材積）の 5 割以上が県産材であること。 ③ 整備する建築物は、延べ面積が 300 ㎡を超えるものであること。 ④ 整備する建築物は、次のアからオまでに掲げる用途のいずれかのものであること。 ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 イ 病院、診療所、ホテル、旅館、飲食店、児童福祉施設 等 ウ 学校、体育館、博物館、美術館、図書館 等
-------------	---

	エ 百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗 等 オ 事務所 等 ⑤ 木造建築物の普及啓発に係る取組として、本事業により整備された建築物及びその情報について、施工中の現場見学会やしゅん工後に完成見学会や地域のイベントに使用する等、多数の者の目に触れることを計画するものであること。 ⑥ 対象建築物の実施設計業務を、補助事業実施年度内に着手し、原則、当該年度中に建築確認済証が交付されていること。なお、当該年度中に建築確認済証の交付が間に合わない場合は、建築確認申請を行ったことが確認できる資料（審査機関の受付印等）があること。 ただし、前項の規定に関わらず、次に掲げる施設は、補助金の交付の対象としないものとする ア 前項④の用途と住居を組み合わせた併用住宅の場合、居住部分の床面積が延べ面積に占める割合が4割以上である施設。 イ 前項④の用途とそれ以外の用途を組み合わせた複合的な建築物の場合、前項③の用途以外の用途の部分。 ウ 「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等を目的とした施設。テナントの入居が想定される場合も含む。 エ 専ら宗教活動や政治活動の用に供する施設。 オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団員が関与している施設。 カ その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある施設。
--	--

別記第1号様式（第7条、第8条関係）

年度くまもと木の街づくり設計支援事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業概要

（単位：円）

事業量	事業費	事業実施期間	事業募集期間

3 事業費内訳表

（単位：円）

事業費 A (B + C)	補助対象経費 B (a + b + c)	左の財源内訳				補助対象外 経 費 C
		県補助金		実施主体 b	その他 c	
		a				
		補助事業に 要する経費	民間事業者等 への補助金			

消費税等の課税方式	一般課税 ・ 簡易課税 ・ 免除	←いずれかに○をしてください。
消費税等の課税方式が「一般課税」の場合の事業費に占める消費税額		円

※計画書提出後、消費税等の課税方式が変更になった場合には、その旨を届出すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長

年度くまもと木の街づくり設計支援事業完了届
このことについて、下記のとおり事業を完了しましたので、くまもと木の街づくり設計支援事業
実施要領第9条の規定により報告します。

記

事業内容	交 付 決 定		完 了 年月日	事業費 (円)	う ち 県補助金	摘 要
	年月日	番 号				

確認検査調書

事 業 名	
実 施 主 体	
事業費（円） （うち県補助金）	
事業実施期間	
検査年月日	
立 会 人	

上記事業について、関係書類の検査を行ったところ、関係規則等に照らし適正と認められます。

熊本県知事 様

＜和暦＞年（＜西暦＞年） 月 日

検査員 職 氏名

別記第4号様式（第11条関係）

年度くまもと木の街づくり設計支援事業実績書

1 事業実施の成果

2 事業内容

事業量	事業費	事業実施期間	事業募集期間

3 事業費

（単位：円）

事業費 A (B + C)	補助対象経費 B (a + b + c)	左の財源内訳				補助対象外 経 費 C
		県補助金 a		実施主体 b	その他 c	
		補助事業に 要する経費	民間事業者等 への補助金			

消費税等の課税方式	一般課税 ・ 簡易課税 ・ 免除	←いずれかに○をしてください。
消費税等の課税方式が「一般課税」の場合の事業費に占める消費税額		円

※ 計画書提出後、消費税等の課税方式が変更になった場合には、その旨を届出した資料を添付すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長

年度くまもと木の街づくり設計支援事業工事請負契約報告書

このことについて、 年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった年度くまもと木の街づくり設計支援事業について、別紙契約書写しのとおり契約が締結されたので報告します。

記

- 1 設計事業者：
- 2 施設名：
- 3 施主：
- 4 施設の所在地：
- 5 施設概要： 造 階建て、延べ床面積 m^2
- 6 工事費：
- 7 工期： 年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類

- (1) 工事請負契約書（写し）
- (2) 建築確認済証（写し）

【留意事項】

添付書類のうち「（2）建築確認済証（写し）」については、建築確認済証の交付が当該年度内までに間に合わなかった場合に添付する。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長

年度くまもと木の街づくり設計支援事業成果報告書

このことについて、 年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった年度くまもと木の街づくり設計支援事業について、下記のとおり施設が完成しましたので報告します。

記

- 1 設計事業者：
- 2 施設名：
- 3 施主：
- 4 施設の所在地：
- 5 施設概要： 造 階建て、延べ床面積 m^2
- 6 完成年月日： 年 月 日
- 7 木造建築物の普及啓発に係る取組内容：

添付書類

- （1）工事完了後の敷地全景写真
- （2）建築物の完成写真（外観の全景（全周）、主な部屋の内観等）
- （3）検査済証の写し
- （4）県産材等使用証明書（別記第6号様式の2）
- （5）普及啓発に取り組んだことが分かる資料（任意様式）

県産材等使用証明書

年 月 日

設計事業者 代表者 様

証明者名 （木材等出荷者）

下記の資材については、県産材（※）を使用していることを証明します。

記

- 1 施設等名
- 2 納品場所
- 3 証明の内容

材料名	規格	本数	材積	樹種	JAS 材	備考
（例）製材	KD 3.0*105*105	200	6.62	スギ	○	
合計						

- ※1 原則として県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。
 ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産材とみなす。
- ※2 材料、規格、木材使用量、県産木材使用量等が確認できるものであれば、県産材等使用証明書は任意の様式でも構わない。

(写真帳参考様式)

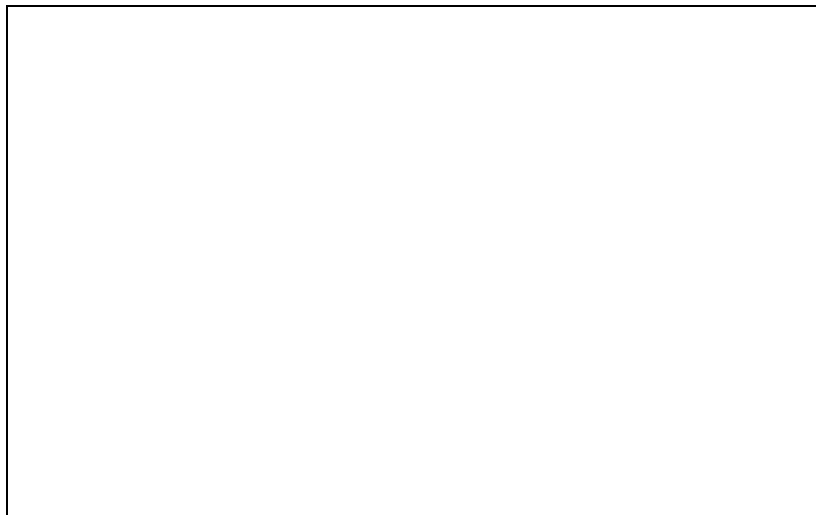


認証申請者名:

物件名称:

写真説明:

県 HP 等での公表:可・不可



認証申請者名:

物件名称:

写真説明:

県 HP 等での公表:可・不可



認証申請者名:

物件名称:

写真説明:

県 HP 等での公表:可・不可

別記第7号様式（第12条関係）

第 年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者の長

年度くまもと木の街づくり設計支援事業進捗報告書

このことについて、 年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった 年度くまもと木の街づくり設計支援事業について、下記のとおり施設の進捗状況を報告します。

記

番号	設計業者	施主	所在地	施設概要	完成（予定） 年月日	備考